

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和6年6月17日

広島県知事 湯崎 英彦

1 内容

- (1) 提供サービス名
広島県電子契約システム提供サービス
- (2) 提供サービスの仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 提供期間
令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60か月）
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- (4) 提供場所
広島市中区基町10番52号
広島県土木建築局建設DX担当（広島県庁舎北館6階）
- (5) 事業予算額
540,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザルの参加資格の要件として、単独事業者又は、当該サービスを共同連帯して提供するため2社以上の事業者を構成員として結成された企業グループの参加も可能とし、単独事業者による場合は(1)に、企業グループによる場合は(2)に示す要件をすべて満たすものとする。

なお、企業グループで参加する場合は必ず代表団体を定め、申請手続等は代表団体が行うこと。

(1) 単独事業者による場合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

ウ 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

エ 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「55Cシステムの設計・開発」及び「55Dシステムの保守・管理」のいずれの資格についても認定されている者であること。

オ 本件調達に関して、他の企業グループの構成員として参加していないこと。

(2) 企業グループの場合

ア 企業グループのすべての構成員が、上記2(1)ア、イ及びウの要件を満たしていること。

イ 企業グループの構成員が、資格告示によって「55Cシステムの設計・開発」及び「55Dシステ

ムの保守・管理」のいずれかの資格を認定されている者であり、企業グループ全体でいずれの資格についても認定されていること。

ウ 企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として本件調達に参加していないこと。

3 公募型プロポーザル参加資格審査の申請手続

(1) 本提供サービスに関する公募型プロポーザルに参加を希望する者で上記2(1)エ又は上記2(2)イの資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

令和6年6月17日(月)から令和6年7月1日(月)まで(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部契約・調達管理課(広島県庁舎南館1階)

電話(082)513-2315(ダイヤルイン)

4 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局建設DX担当(広島県庁舎北館6階)

電話(082)513-3861(ダイヤルイン)

イ 交付期間

令和6年6月17日(月)から令和6年7月1日(月)まで(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 交付対象資料

公募型プロポーザル説明書、契約書(案)、仕様書、公募型プロポーザル説明書関係様式、電子データの保存等に関する申出書、提案書評価基準、提案書評価要領、提案書作成要領、提案書作成様式

エ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

上記ウのうち、契約書(案)、仕様書、提案書評価基準、提案書評価要領、提案書作成要領及び

提案書作成様式については、秘密保持誓約書の提出後に交付することとし、秘密保持誓約書を郵送又は電子メールにより上記イの期間内に提出すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和6年7月1日（月） 午後5時00分

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和6年7月8日（月）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和6年8月2日（金） 午後5時00分

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

5 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

ア 提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県電子契約システム提供サービス公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

イ 審査は1次審査を書面で行い、2次審査をプレゼンテーション及びヒアリングにより審査する。

ウ 2次審査については、1次審査において失格とならなかった者のみを対象とする。

エ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知後、上記2（1）エ又は上記2（2）イの資格を満たさなくなった者は、資格を満たさなくなった時点で審査を行わないこととする。

(2) 提案書評価基準

- ア 評価項目については、提案書評価基準に掲げる項目を対象に、評価を行う。
- イ 評価項目のうち、必須項目として設定した評価項目について提案がない、または要件を満たさない場合は失格とする。

(3) 結果の通知

- ア 1次審査の結果については、令和6年8月21日（水）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。
- イ 2次審査の結果については、令和6年9月5日（木）までに、2次審査の対象者すべてに対し通知する。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「55Cシステムの設計・開発」及び「55Dシステムの保守・管理」の資格に限る（そのうちのいずれか又は複数の場合を含む。）。）は、契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約における特約事項

この公募型プロポーザルによる契約は、令和7年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

7 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局建設DX担当（広島県庁舎北館6階）

電話（082）513-3861（ダイヤルイン） ファクシミリ（082）223-3593

メールアドレス kensetsudx@pref.hiroshima.lg.jp

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Service delivery of the Electronic Contract System of the Hiroshima Prefectural Government, 1 set.
- (2) Fulfillment period: From 1st October 2025 through 30th September 2030 (a long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Autonomy Act).
- (3) Fulfillment place: As in the specifications.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the tender qualification: 5:00 p.m., 1st July 2024.
- (5) Time-limit for the proposal submission: 5:00 p.m., 2nd August 2024.
- (6) Contact point for the notice: Construction Digital Transformation in charge, Civil Engineering and Architecture Bureau, Hiroshima Prefectural Government,
10-52, Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511, Japan
TEL 082-513-3861 (direct)
FAX 082-223-3593